

入 札 公 告

下記のとおり最低価格落札方式による一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本入札に係る契約締結は、令和５年度予算が成立し、予算が示達された場合とします。

令和５年　３月３１日
分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長　井上　康之

記

１ 競争入札に付する事項

- （１）委託事業の名称　　令和５年度「オオタカモデル森林施業検討委員会」に係る委託事業
- （２）委託事業の内容　　詳細は別途示す「令和５年度「オオタカモデル森林施業検討委員会」に係る委託事業仕様書」のとおり
- （３）契　約　日　時　　落札決定後７日以内
- （４）履　行　期　限　　令和５年１２月８日
- （５）納　入　場　所　　群馬森林管理署

２ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれをも満たすこと

- （１） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２） 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、営業品目が「調査・研究」の資格を有する者、又は、入札書の提出期限までにその資格を有する者であること。
- （３） 最近 10 箇年以内における関東森林管理局等の公的機関の発注に係る外部の学識経験者から構成される委員会運営の委託事業の受託実績を証明できること。
かつ、最近 10 箇年以内における森林植生調査及び希少猛禽類生息状況調査の実績を証明できること。
- （４） 上記（３）の委託事業及び調査に係る管理技術者を本業務の管理技術者として配置できる者であること。そのため、上記（３）の委託事業の管理技術者を有していることを証明できること。
- （５） 生物多様性基本法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、森林法、その他野生生物の捕獲等の規制に関する法令等の知識を有する者であること。
- （６） 調査の際、野生生物に関心が深くその特性等に関する知識を有する者（野生生物に関する研修等を受けた又は調査実施までに受ける見込みである者を含む）及び森林植生及び希少猛禽類生息状況の調査業務に従事したことのある者を調査業務担当者として配置できる者であること。

- (7) 調査対象となる希少野生生物の生息・生育情報については、保護の観点から原則非公開の扱いであることを理解し、業務上知り得た事項について守秘義務を負うことができる者であること。
- (8) 関東森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、または、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であつて、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 競争参加資格の確認等

(1) 提出書類

本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、実績等確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムで PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

下記受付場所へ持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る）すること。

受付場所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16-25

群馬森林管理署 総務グループ 電話 027-210-1203

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和5年4月3日9時00分から令和5年4月14日16時00分まで
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

イ 紙入札方式により参加する場合

令和5年4月3日9時00分から令和5年4月14日16時00分まで
(ただし、閉庁期間を除く。)

4 入札手続等

(1) 担当部局

上記3(2)イに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：令和5年3月31日から令和5年4月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の8時30分から16時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所：(1)に同じ

(関東森林管理局のホームページからダウンロードすることができる。)

ウ その他：配布資料は無料である

(3) 入札及び開札の日時、場所、及び提出方法

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

ア 入札執行の場所

群馬森林管理署 会議室

イ 入札の日時等

(ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和5年4月24日9時00分から令和5年4月27日8時59分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

(イ) 紙入札方式により参加する場合

令和5年4月27日8時50分までに4(3)アの場所に入札書を持参し、9時00分までに入札すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記4の(1)の場所に書留郵便又は配達証明郵便で、令和5年4月26日16時00分までに到着することとし、入札書の日付は令和5年4月27日とする。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できないことに留意すること。なお、郵便入札による場合は、二重封筒とし、中封筒の表に入札者の氏名(法人にあつては、法人名)、あて名及び入札件名を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とすること。

なお、入札に当たっては、委任状がある場合は委任状を持参すること。

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって

落札金額とするので、入札者は、消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

(3) 開札日時

令和5年4月27日9時00分

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行う場合もある。

5 その他

(1) 本事業は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和5年度設計業務委託等技術者単価」を適用している。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが判明した場合は落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) 契約書の作成

ア 契約書作成の要否 要

イ 委託事業計画書

落札者は、契約締結にあたり事前に、委託事業計画書案を作成のうえ発注者に提出し、また委託事業に係る人件費については、仕様書の別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき算出したうえで算出の根拠となる資料を提出して（又は閲覧に供して）発注者の確認を受けるものとする。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(2)に同じ。

また、入札に当たり、必要な場合は以下の資料を閲覧又は貸与する。

- ・平成28年度から令和2年度における「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に係る委託事業報告書及び別冊「オオタカモデル森林におけるモニタリング調査報告書」
- ・平成21年度から27年度における「オオタカモデル森林における調査研究報告書」
- ・令和3年度から令和4年度における「オオタカモデル森林管理経営計画に係る猛禽類モニタリング調査報告書」

(10) 詳細は入札説明書による。

6 配付資料等

(関東森林管理局のホームページよりダウンロード可)

(1) 入札説明書

(2) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

(3) 実績証明書(様式)

(4) 令和5年度「オオタカモデル森林施業検討委員会」に係る委託事業仕様書

(一般公開されていない情報は記載していないので、必要な場合は4の(1)担当部局に問い合わせください。)

(5) 委託契約書(案)

(6) 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和5年度設計業務委託等技術者単価

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-news.html>